

2023年11月9日

お取引先様・関係者様各位
ファンの皆様

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内13階
甲本・佐藤法律会計事務所
花邑まい代理人
弁護士・弁理士 甲本晃啓

前略 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当職はイラストレーター「花邑まい」氏（以下「花邑」といいます。）を代理して、花邑が2019年頃より漫画家兼イラストレーターである結賀さとる氏（以下「結賀氏」といいます。）よりブログ等において結賀氏のイラストをトレースして作品を制作したとの趣旨のご指摘を受けていた件（以下「本件」といいます。）につき、次のとおりご報告を申し上げます。

1 結賀氏に対する訴訟および判決

○判決について

本件につき、花邑は、結賀氏を相手取り、ブログ記事等の削除および名誉毀損に基づく損害賠償の支払い等を求め、2020（令和2）年10月7日付けで東京地方裁判所に訴訟を提起し（令和2年（ワ）第25439号 損害賠償等請求事件）、2023（令和5）年10月13日に裁判所より結賀氏に対してブログ等の削除と損害賠償として314万円の支払いを命ずる判決（以下「判決」といいます。）が言い渡されました¹。なお、判決は、既に確定しております。

○訴訟に至る経緯

花邑は、2019年夏頃、結賀氏よりトレースであるとの指摘を受けました。トレースをしたというのは事実無根であり、そのような指摘を受けること自体が大変不本意でしたが、結賀氏に対しトレースを行っていない旨を丁寧に説明するとともに、実際に機会を設けて作画実演を行うなど、その理解が得られるよう最大限の配慮を行いました。しかしながら、冒頭に述べたとおり結賀氏がブログ等でご自身の見解を公表されたため、やむなく裁判手続を進めることとなりました。訴訟の場においては専門家の合理的な意見を仰ぐなどしてトレースにあたらぬことの説明を尽くし、最後まで和解による解決も試みまし

¹ https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/461/092461_hanrei.pdf

が、残念ながらこのような判決という形となりました。

2 争点および判断

この訴訟では、結賀氏のブログ記事等について花邑に対する名誉毀損が成立するかどうか争われ、いわゆる真実相当性の抗弁²として花邑によるトレースが有ったか無かったかが実質的な争点となりました³。知的財産事件を専門に審理する東京地方裁判所民事第29部において裁判官3名の合議のもと、双方が美術専門家の意見書ほか膨大な量の証拠を提出し、約3年にわたって審理が慎重に積み重ねられ、結果として裁判所は次のように判断をしました。

○「トレース」の指摘が名誉毀損となること

イラストレーターへの「トレース行為」の指摘について、判決は「本来、イラストを創作的に作成することを生業としているはずのイラストレーターである原告《注：花邑》が、他人のイラストにフリーライドしてイラストを作成し、それを自身の作品として発表しているとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させる」と判断し、花邑にトレース行為があったとは認められないとして、名誉毀損が成立すると判断しました。

○ 花邑に「トレース行為」がなかったこと

裁判所は、結賀氏が主張した「線の重なり」だけではトレース行為を証明することはできないと判断しました。その理由として、花邑が提出した専門家の意見書等に言及しつつ「美術的な観点から検討すると、標準的な人の顔のイラストは、解剖学的な人間の骨格に基づいて描かれるため、目、鼻、口、髪の毛、輪郭といったパーツの配置や形はほぼ同じになる」ことや、「パーツの顔の向きが同じであれば、その配置についての選択の幅は狭い」ことなどを挙げ、単に一部の「線の重なり」が認められるとしても、そのことだけでトレースであるとは証明できないとしています。

併せて、トレースが指摘された花邑のイラストは、結賀氏のイラストより先に成立していたものが少なくないことや、現実に同じジャンルのイラスト（第三者のイラストを含む。）を相互に重ね合わせたときに「線の重なり」が生じることも指摘しつつ、結賀氏がトレースの証拠として挙げた数百点のイラストその全てについて、いずれもトレースとは認められない旨を判断しました。

結賀氏が作成した検証画像の一つを例として、具体的に解説をさせていただきます（図1）。

² 表現の自由との関係で、摘示された事実が真実である場合または真実であると見誤ってしまうことに相当な理由がある場合には名誉毀損の成立が否定されるという判例法理があり、指摘されたトレースが真実であれば名誉毀損は成立しない可能性があることから、その真否が争点となりました。

³ この訴訟に付随して、結賀氏から花邑に対してトレース行為等を理由とする損害賠償等を求める訴え（反訴）が提起され、並行して審理をされましたが、棄却されています。

【図1】



図1の左下の人物イラスト（右側の重ね合わせで青系）が結賀氏のイラスト、左上（重ね合わせで赤系）が花邑のイラストです（なお、この花邑のイラストは、結賀氏のものより先に成立しており、トレースが起これないものです。）。人によって感じ方は様々だとは思いますが、ごく一部の「線の重なり」をもってトレース行為だとの指摘を受けたという状況がお分かり頂けると思います。図では、顎部分の輪郭に「線の重なり」は認められるものの、それ以外にはほとんど線の重なりは認められません。

訴訟ではこの結賀氏の検証画像（検証方法）の合理性について掘り下げて審理がされ、トレース以外の事情で骨格に由来するプロポーションや、特定ジャンルで好まれる絵柄表現の制約から必然的に「線の重なり」が生じる場合があることが判決においても前記のとおり指摘されています。

3 ご支援への感謝と御礼

本件に関し、トレースに関する指摘には根拠のないことが公に認められたことをご報告するとともに、花邑へご声援を頂いたファンの皆様、また、このような状況にもかかわらず継続してご依頼を頂いた取引先様各位には、心より感謝を申し上げます。

花邑自身、この問題に対して相当な歳月を費やすこととなり、そのイラストレーターとしての創作活動やキャリアに多大な影響が生じている状況です。特に、インターネットにおいては、花邑に対して常に「トレース」の疑いの目が向けられている状況が続いており、大変に苦しい思いをしております。今回の判決は、真実ではないトレース指摘を行うことの法的責任を明確にしたことにより、いわゆる「トレース冤罪」の問題に一石を投じるものと考えております。

今後、花邑のイラストレーターとしての名誉が適切に回復されていくよう、引き続きのご支援を頂きますよう、何卒よろしく申し上げます。

4 名誉毀損行為への対応について

本件が発生した以降、インターネット上で花邑に対して「トレパク作家」ないし「トレパク絵師」というレッテル貼りが公然と行われておりますが、極めて重大な人権侵犯の状況にあると考えております。

この原因は、結賀氏が本件において花邑には「前科」があると言及し、花邑が過去にも別件で盗作ないしトレースしたと指摘したことが影響しているものと考えています（なお、今回の裁判でも結賀氏はこの件を引き合いに出して花邑が「常習的に他人の作品をトレース」していたと主張されておりました。）。

確かに、2011年頃、花邑がキャラクターデザインに携わったゲーム「AMNESIA」の購入特典（冊子）に収録された「抱き枕風イラスト」の一つにおいて、盗作騒動がありました。しかし、盗作を行ったのは花邑ではなく、別のイラストレーターです。詳細な事実関係については、今回の裁判において、関係者に対する証人尋問が行われ、法廷の場でも花邑が関与していないことが明らかにされており、この件も全くの濡れ衣です。

現在もインターネット上で「前科」があるなどと指摘を続ける方が見受けられますが、謂れのない誹謗中傷です。「トレース」に関する指摘は、時としてイラストレーターとしての生命を奪ってしまうような暴力的かつ残酷なものであり、判決が示したとおり根拠なくこれを行えば相応の法的責任が生じうるものです。

表現活動に対する正当な批判については甘んじて受けるべきとしても、このような真実でない言説は看過できるものではありません。今後も、花邑に対する誹謗中傷が継続するようであれば、個別に必要な法的対応を取らざるを得ないと考えております。十分にご留意を頂きたく、ここにお願いを申し上げます。

以上

■ 本件に対する問い合わせ先

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内13階
甲本・佐藤法律会計事務所
花邑まい代理人
弁護士・弁理士 甲本 晃啓

代表電話 03-6661-0361
ホームページ <https://ksltp.com>